インド新会社法の概要

インド新会社法セミナー (2014年10月16日)

<u>Kojima</u> _{Law Offices} 小島国際法律事務所 弁護士 雨宮 弘和 amemiya@kojimalaw.jp

©Kojima Law Offices 2017

2

Menu

はじめに

Chapter 1:2013年会社法の施行状況

Chapter 2: みなし公開会社規制の緩和

Chapter 3:2013年会社法下で検討するべき制度

Chapter 4:取締役の居住性

<u>Flojima</u> Law Offices

はじめに

- ・本インド会社法セミナーの趣旨
 - ・日本企業が直面している実務的な問題
 - 現地での対応方法
- ・本論(第二部):現地弁護士による解説
- 第一部では:
 - 前提となる重要概念
 - ・込み入った説明を要する重要概念



4

Chapter 1

2013年会社法の施行状況



2013年会社法の狙い

- 1. 外国投資家にも分かり易いルールの提示
- 2. 煩雑または特異なルールの撤廃
- 3. コンプライアンス・ルール厳格化(要注意)
- 居住取締役、女性取締役、独立取締役
- · 各種委員会(監査、指名報酬、CSR)



©Kojima Law Offices 2017

6

2013年会社法の施行状況

Date	会社法	会社法施行規則
2013.8.30	・2013年会社法成立(470か条) ・1か条につき施行	
2013.9.12	・98か条につき施行	
2014.4.1	・183か条につき施行	・会社法施行規則(会社 法の施行済条文に対応す るもの)につき施行
~	・解釈上の疑差につきMCAが順次クラリフィケーション	

- ・未施行の2013年会社法の条文については、対応する旧法(1956年会社法)がいまだ適用される。
- ・<u>解釈上の疑義に対するクラリフィケーションやルールの修正が未だ続いている。</u>



Chapter 2

みなし公開会社規制の緩和



©Kojima Law Offices 2017

8

会社の種類(公開会社か否か)が重要な理由

非公開会社(Private Company)と公開会社(Public Company)は:

- ・有限責任を享受するという点で共通。
- 遵守するべきコンプライアンス・ルールが異なる。
 - ・2013年会社法において、その差異がさらに先鋭化。
 - ・柔軟性に富む非公開会社→非公開会社の優位性

<u> Kojima</u> Law Offices

非公開会社

公開会社

(Public Company)

非公開会社でない有限責任会社

非公開会社

(Private Company)

身内のみの会社

1. 株式譲渡制限

2. 株主数200人以下

3. 証券の公募発行禁止

(Kojima Law Offices 2017

10

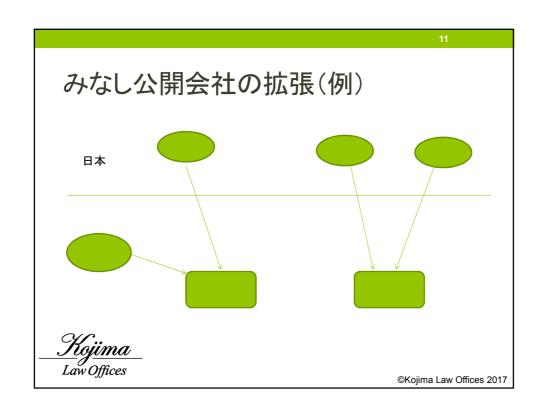
みなし公開会社と外国会社への拡張規定

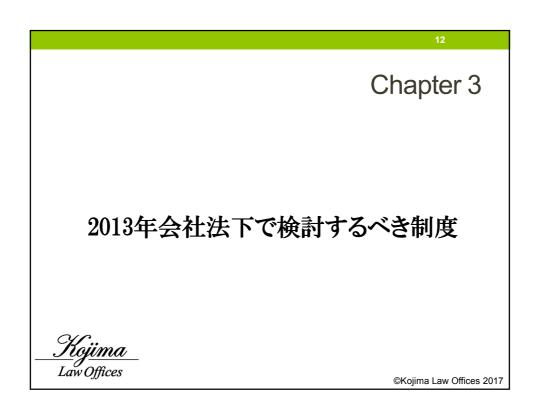
- 親会社が公開会社⇒子会社も公開会社
- ・親会社が外国会社であったら?
 - ・その外国会社がインドで設立されたら公開会社に相当するか?
 - · YES:子会社は公開会社(1956年会社法4条7項)
 - ・ 但し親会社が全て外国会社の場合を除く(同但書)

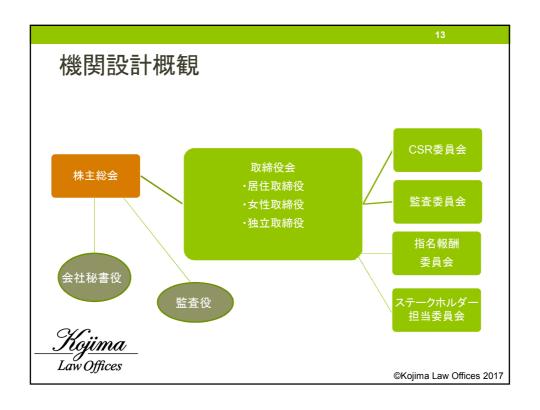


当該拡張規定は、2013年会社法により撤廃、2014年6月25 日付MCA通知によりクラリファイ









2013年会社法下で検討するべき制度

- ・会社の種類・会社の規模により必要となる制度が細かく分かれている(資料1参照)。
- ・すべての会社に共通して必要な:
 - 居住取締役
 - マネージング・ディレクター等の選任時の居住性



2013年会社法下で検討するべき制度 一非公開会社

- ・居住取締役(常に)
- · CSR委員会(会社規模による)
- ・内部通報制度(借入額による)
- ステークホルダー担当委員会(ステークホルダーの人数による)
- ・ 常勤会社秘書役(会社規模による)
- ・内部監査役(会社規模による)



©Kojima Law Offices 2017

16

2013年会社法下で検討するべき制度 ー(非上場の)公開会社

- ・居住取締役(常に)
- ・女性取締役(会社規模による)
- ・独立取締役(会社規模による)
- CSR委員会(会社規模による)
- ・監査委員会(会社規模による)
- ・内部通報制度(借入額による)
- ・ 指名報酬委員会(会社規模による)
- ・ステークホルダー担当委員会(ステークホルダーの人数による)
- ・ 常勤主要経営層役職員(会社規模による)
- ・ 常勤会社秘書役(会社規模による)
- ・内部監査役(会社規模による)



2013年会社法下で検討するべき制度 ー(上場の)公開会社

- ・居住取締役(常に)
- 女性取締役(常に)
- ・独立取締役(常に)
- ・CSR委員会(会社規模による)
- ・監査委員会(常に)
- ・内部通報制度(常に)
- ・ 指名報酬委員会(常に)
- ・ステークホルダー担当委員会(ステークホルダーの人数による)
- 常勤主要経営層役職員(常に)
- ・常勤会社秘書役(常に)
- ・内部監査役(常に)



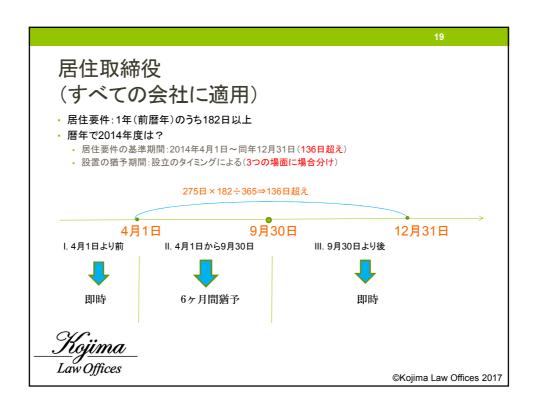
©Kojima Law Offices 2017

18

Chapter 4

取締役の居住性





マネージング・ディレクター等の選任時の居住要件 (すべての会社に適用)

- 選任対象:
 - ・マネージング・ディレクター (Managing Director)
 - · 常勤取締役(Whole-time Director)
 - ・マネージャー(Manager)
- 居住性
 - ・選任日の直前12ヶ月以上の「継続する期間」インドに居住していたこと

Kojima Law Offices